

訪問系サービス 目 次

- 1 根拠法令・指定基準等について
- 2 実地指導での指摘事項について
- 3 訪問系サービスの加算について

1. 根拠法令・指定基準等について

障害者総合支援法（原則18歳以上）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- 熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

人員に関する基準(留意点)

居宅介護事業所のサービス提供責任者について

○居宅介護事業サービス提供責任者の要件について

- ・ 居宅介護事業について、「居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事した者」をサービス提供責任者とする取扱いは、廃止に向けて検討される予定。

※減算あり

⇒サービス提供責任者が介護福祉士又は実務研修修了者となるよう努めること。

人員に関する基準(留意点)

同行援護の従業者について

○サービス提供責任者

→ 同行援護従業者養成研修(応用課程)の修了
＋介護福祉士等の資格

○従業者

→ 同行援護従業者養成研修(一般課程)の修了
又は初任者研修課程修了 及び 視覚障害者外出介護従業者養成研修修了
＋1年以上の実務経験

盲ろう者向け通訳・介助員は、同行援護従業者養成研修を修了したものとみなす。(2021年3月31日までの暫定) ただし、減算あり。

人員に関する基準（留意点）

行動援護の従業者について

○サービス提供責任者

→ 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害
支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者
＋3年の実務経験

（知的障害者・知的障害児又は精神障害者の直接支援業務）
（ただし、2021年3月31日までの間に限り、経過措置あり。）

○従業者

→ 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害
支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者
＋1年の実務経験

（ただし、2021年3月31日までの間に限り、経過措置あり。）

人員に関する基準(留意点)

その他

<今後要件の廃止が検討されている者について>

- ・障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者
- ・旧身体障害者居宅介護等事業、旧知的障害者居宅介護等事業及び旧児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者
- ・旧視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者、旧全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者及び旧知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者

⇒従業者の介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、同行援護従業者養成研修(一般課程・応用課程)修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格取得をお願いします。

運営に関する基準（留意点）

秘密保持等について

○支援記録等の【留意事項】

- ・従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ・指定居宅介護等事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。
- ・指定居宅介護等事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ること。

○支援記録等の保管について

- ・個人情報に記載されている支援記録等については、鍵のついたキャビネット等に保管するなど、利用者の情報が漏洩しないよう十分に留意すること。

運営に関する基準(留意点)

その他

○身分を証する書類の携行

- ・指定居宅介護等事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨を指導しなければならない。

※そのほか、利用者等への適切な声かけや確認、サービス提供に必要なもののみ利用者宅に持参するなど信頼関係の構築

○利用者等に求めることができる金銭の範囲について

- ・利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払いを求めることは差し支えない。
 - ①指定居宅介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービス提供に要する費用であること。
 - ②利用者等に求める金額、その用途及び金銭の支払いを求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ること。

2. 実地指導での指摘事項について

(1) 支援記録について

- ・ 日時の記載誤りや利用者の押印漏れ等に注意。

特に請求情報と照合した際に支援記録の日時と一致しない場合等は過誤調整をお願いする場合があります。

できるだけサービスの利用があった都度又は日ごとに、支援記録をまとめる、保管するなどして、支援日時の記載漏れや押印漏れ等ないようにお願いします。

(2) 特定事業所加算(重度訪問介護)について

サービス提供にあたり、常時従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていることが要件であることに留意すること。

【留意事項】 前月の実績において、夜間、深夜、早朝の時間帯についてもサービスが提供されており、また、指定基準に規定する営業日及び営業時間において、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して時間帯を問わずに従業者の派遣が可能となっている事業所をいう。届出を行った月以降においても、土日、祝日、お盆、年末年始を含めた年間を通して、時間帯を問わずにサービスを提供していることが必要であり、サービスが提供できない場合については、直ちに「加算が算定されなくなる場合の届出」を提出しなければならない。

3. 訪問系サービスの加算について

1. 居宅介護

○同一建物等の利用者等に提供した場合の減算

- ・居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者
→所定単位数の10%を減算
- ・上記以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
→所定単位数の10%を減算
- ・居宅介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合）
→所定単位数の15%を減算

○初任者研修修了者がサービス提供責任者として配置されている場合の減算

居宅介護職員初任者研修課程修了者（介護職員初任者研修課程修了者や旧2級ヘルパーを含む）をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合
→所定単位数の10%減算

2. 重度訪問介護

○病院等に入院中の支援の評価

- ・障害支援区分6の利用者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）への入院（入所）中にコミュニケーション支援等を提供することを評価
（体位交換等病院の職員と一緒に直接支援にあたることも想定）
- ・入院中の支援の基本報酬→入院中以外の基本報酬と同様
- ・以下を除き、入院中以外と同様とする。
 - ・喀痰吸引等支援体制加算の算定は不可
 - ・90日以降の利用は所定単位数の20%を減算

○外出時における支援の見直し

- ・外出時の支援を「原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。」とする規定を廃止する（同行援護及び行動援護についても同様）。

2. 重度訪問介護

○2人の重度訪問介護ヘルパーにより行った場合の加算の見直し

- ・障害支援区分6の利用者に対し、新規に採用したヘルパー（支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用からおよそ6ヶ月を経過した従業者は除く。）により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練したヘルパーが同行して支援を行った場合に、それぞれのヘルパーが行う重度訪問介護につき、所定単位数の100分の85を算定（算定開始から120時間に限る。）

3. 同行援護

○基本報酬について

- ・「身体介護を伴う」と「身体介護を伴わない」の分類を廃止し、基本報酬を一本化。
- ・対象者の要件は、現行の「身体介護を伴わない」の対象者の要件とする。
※現に利用している者に支援を行った場合は、支給決定の有効期間に限り改定前の報酬を算定可。

○盲ろう者等への支援

- ・盲ろう者向け通訳・介助員が、盲ろう者（同行援護の対象者要件を満たし、かつ、聴覚障害6級に該当する者）を支援した場合、障害支援区分に応じて加算を算定。

4. 行動援護

○支援計画シート等が未作成の場合の減算に係る経過措置の廃止

支援計画シート等を未作成の場合の減算について、未作成であっても減算されない経過措置を廃止

- 「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算。

請求時の注意点

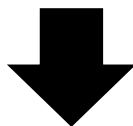
●居宅介護等のサービスの所要時間について(2時間ルール)

- ・平成30年4月サービス提供分より、国保連合会の審査システムの変更により、警告メッセージが表示されることとなっている。

【メッセージの表記例】

「▲受付:サービス提供の間隔が2時間未満の場合、「提供通番」は同一番号の設定が必要です。」

※警告(重度)としての位置づけ



以上の趣旨を理解した上で、1日に複数回かつ概ね2時間以上の間隔を空けずに支援した場合は、通算した時間単位での請求またはそれぞれの時間単位での請求を適切に判断し、請求すること。

請求時の注意点

●居宅介護等のサービスの所要時間について(2時間ルール)

居宅介護及び同行援護については、1日に複数回算定する場合、概ね2時間以上の間隔を空けなければならない。

居宅介護等の報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、短時間サービスが高い単価設定になっている。これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用を複数回に区分して行うことは適切ではないため。

利用者の身体の状態等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の支援を行わなければならない場合はこの限りではない。

※外部サービス利用型共同生活援助事業者（GH）との受託居宅介護サービスにかかる委託契約について（お願い）

①外部サービス利用型共同生活援助事業所の指定基準条例の規定

外部サービス利用型共同生活援助事業者は、事業開始にあたってあらかじめ、指定居宅介護事業所と受託居宅介護サービスの提供にかかる委託契約を結ぶ必要があります（指定基準条例第201条の10）

また、平成26年4月1日時点で現に指定を受けていた事業所については、次の指定の更新までに、委託契約を締結することとなっています。

②受託居宅介護サービスの委託契約のお願い

平成24年度等に指定を受けていた事業所の指定更新にあたり、実際に、外部サービス利用型共同生活援助事業者より、「受託居宅介護サービス事業者が見つからずに、委託契約締結に至っていない」という相談を受けます。

指定居宅介護事業者様におかれましては、外部サービス利用型共同生活援助サービスの趣旨をご理解頂き、受託居宅介護サービスの提供にかかる委託契約の相談があった際には、現在の利用者への支援に支障のない範囲で、委託契約に応じて頂くようお願い致します。

利用者によりよいサービスを提供できるよう
御協力よろしくお願いします。

ご清聴ありがとうございました。

